破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２４７号

茨城県土浦市常名93番地10
債務者　古橋　利男
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　破産債権の届出期間　平成23年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４５４号

愛知県安城市住吉町７丁目３番地７　コーポエポリアＤ―101
債務者　梅村　典子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉見　幸造
4　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７１号

岡山市中区中納言町３番21号
債務者　佐藤　克則
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　寛
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８号

宮城県加美郡加美町字南小路一番15番地１
債務者　伊藤　武夫
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　破産債権の届出期間　平成23年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７９号

岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1795番地サンフィット・コール202号
債務者　徳永ボーリングこと　徳永　　豊
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
4　破産債権の届出期間　平成23年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第４６５号

東京都墨田区石原２―15―１　すずき屋ハウス204、住民票上の住所茨城県常陸太田市西染町1062番地
債務者　大須賀久男
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２８号

熊本県山鹿市熊入町160番地
債務者　髙木　奈未
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　康一
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第２９号

熊本県山鹿市熊入町160番地
債務者　髙木　恵未
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　康一
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第２９号

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区1193番地１、前住所京都市西京区桂上野西町308番地
債務者　河本　匡司
1　決定年月日時　平成23年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１３５号

岐阜県多治見市美坂町８丁目15番地の３
債務者　器かとうこと　加藤　和春
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間良直
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６２１号

神奈川県中郡大磯町大磯532番地
債務者　磯部　清一
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊佳代子
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６２２号

神奈川県中郡大磯町大磯532番地
債務者　磯部富士子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊佳代子
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５７号

山口県防府市大字田島652番地の９　ポルトリンド田島201号、前住所岡山市北区門前418番地15
債務者　井上　弘美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　裕希
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４１１号

東京都八王子市上柚木279―８
債務者　竹内　尚美（旧姓前山）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　覚
4　破産債権の届出期間　平成23年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
東京地方裁判所民事第20部